

平成18年11月28日
経済産業省

外国為替及び外国貿易法に基づく行政処分（輸出禁止）について

経済産業省は、株式会社セイシン企業による外国為替及び外国貿易法違反事件に関し、本日、同法第53条第1項に基づき、同社に対して輸出禁止2年間の行政処分を行いました。その概要は、以下のとおりです。

1. 行政処分について

処分対象者：株式会社セイシン企業
輸出禁止対象貨物：全貨物
輸出禁止対象地域：全地域
輸出禁止期間：平成18年12月5日から平成20年12月4日まで
（2年間）

2. 事件の概要

(株)セイシン企業は、ミサイルの開発のために用いられるおそれのあるジェットミルを、経済産業大臣の輸出許可を受けることなく平成11年及び12年にそれぞれ1台、イラン・イスラム共和国に輸出した。

(参考1) (株)セイシン企業の外為法違反事件に関しては、平成15年に当省は刑事告発を行っており、既に本年10月、同社及び元社長ほか1名の有罪判決が確定している。

判決内容：(株)セイシン企業 罰金1,500万円
元代表取締役社長 懲役2年6ヶ月（執行猶予5年）

(参考2) (株)セイシン企業の概要

社長：岡本 浩
所在地：東京都渋谷区千駄ヶ谷
資本金：3億円
事業概要：粉体工学機器の製造販売、受託粉体加工等

(本発表資料のお問い合わせ先)
貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易管理課長 長谷川
電話：03-3501-2800（直通）
安全保障貿易検査官室長 村上
電話：03-3501-2841（直通）